

議会だより

特集号



福知山市議会

市職員収賄事件調査特別委員会
(100条委員会)

最終報告



事件の舞台となった福知山市民病院(上)と武道館(下)

主 な 内 容

- ◇委員会の開催状況、協議経過
- ◇証人、参考人、執行機関の出頭等
- ◇記録、資料の提出
- ◇委員派遣の状況
- ◇100条調査特別委員会運営等に係る決算

この調査活動は、平成22年11月臨時議会において委員長報告を行い、調査を終了しました。ここに、市民のみなさまへ、その調査活動の内容についてご報告をさせていただきます。

その後、平成20年3月議会で設置された「福知山市職員収賄事件調査特別委員会」では、31回の委員会の開催、延べ19人の証人喚問・参考人招致を実施し、可能な限りの調査を進めてきました。

福知山市民病院・武道館建設工事に係わる市職員収賄事件が発覚したのは、平成20年1月でした。

市民のみなさまへ

委員会調査報告書

本委員会に付託された事件について、地方自治法第100条及び第98条の規定に基づき調査したところ、その結果は以下のとおりでありましたので、福知山市議会会議規則第80条の規定により報告いたします。

1 調査の趣旨

福知山市民病院・武道館建設工事に係わる市職員収賄事件に関し、市民病院・武道館建設工事などに関する事項について検証を行い、議会の立場から問題点を明らかにし、同時に再発防止のための提言を行う。

2 調査特別委員会の設置

(1) 設置決議 平成20年3月定例会（平成20年3月10日）
地方自治法第100条第1項及び第98条第1項の調査権限を新たに設置した「福知山市民職員収賄事件調査特別委員会」に委任した。



打合わせ会の協議状況

(2) 委員会の定数 9名以内

(3) 委員長、副委員長、委員の氏名

委員長	永田時夫
副委員長	奥藤晃
委員	大谷洋介
委員	細見樹
委員	杉山金三
委員	木戸正隆
委員	荒川浩司
委員	竹下清一
委員	仲林貴

※ 平成20年3月11日から平成21年5月21日まで委員構成は8名。平成21年5月21日付けで、松本良彦委員と井上重典委員が退任し、細見秀樹委員、杉山金三委員、竹下一正委員が加わり、委員9名となった。

3 調査事件

福知山市民病院・武道館建設事業などに関する事項

4 委員会の開催状況 協議経過（別表①）

委員会を31回、打合わせ会を96回、法律相談を19回行った。

5 証人、参考人、執行機関の出頭等（別表②）

6 記録、資料の提出

(1) 法98条1項で提出を求めた記録

ア 平成20年5月2日依頼

執行機関あて

へ市立福知山市民病院改築工事関係

(ア) 平成15年度～平成18年度

福知山市民病院・武道館建設工事に係わる市職員収賄事件とは

- 福知山市が発注した「福知山市民病院建設工事」ならびに「武道館建設工事」に係わって、平成20年1月、受注した業者の下請け業者関係者2人が工事への参入に対する便宜を目的として市職員へたび重なる接待行為を行い、市幹部職員に1000万円の賄賂を提供した贈賄罪で逮捕され、また、この接待を受け、賄賂を受け取ったとして市幹部職員が逮捕された事件です。

裁判の結果は、贈賄側業者2人は容疑を認め、執行猶予付きの有罪判決。また、収賄側市幹部職員は容疑を否認し、有罪判決が下され、その後控訴しましたが最高裁で有罪が確定しました。

- (イ) 市立福知山市民病院改築に伴う衛生設備工事一件
平成15年度～平成18年度
市立福知山市民病院改築に伴う空調設備工事一件
平成15年度～平成18年度
市立福知山市民病院改築に伴う電気設備工事一件
平成16年度～平成17年度
市立福知山市民病院改築に伴う省エネルギーシステム導入工事一件
平成16年度～平成17年度
市立福知山市民病院改築に伴う高効率天然ガスコージェネレーション導入工事一件
平成18年度 市立福知山市民病院改築に伴う什器購入一件
平成18年度 市立福知山市民病院改築に伴うアイト計画業務一件
平成18年度 市立福知山市民病院改築に伴う室内マット他購入一件
平成18年度 市立福知山市民病院改築に伴う共聴設備設置工事一件
平成18年度 市立福知山市民病院改築に伴う観葉植物購入一件
平成18年度 市立福知山

- 市民病院建築保全管理準備業務一件
建築工事 検査報告書一件
電気設備工事 検査報告書一件
市立福知山市民病院改築基本計画
事務部事務分担表（平成15年度～平成19年度）
時間外勤務等命令簿（病院建設室分）（平成15年4月分～平成19年6月分）
委員一覧表
福知山市財務規則
中央材料機器購入設置工事（入札参加者名簿）
報告書（中央材料機器）
押収品目録（写し）
平成20年6月5日依頼執行機関あて
へ都プロジェクト関係
(ア)「(仮称)北近畿の都センター」基本構想一件
(イ)「(仮称)北近畿の都センター」基本計画一件
(ウ)「(仮称)北近畿の都センター」建設計画一件
(エ)都センター打合わせ記録簿一件 H19
(オ) H19 北近畿の都センター建設基本・実施設計プ

- ロポーザル一件
都センター 建設プロポーザル一件
防災センター打合わせ記録簿 H19
福知山市総合防災センター基本設計業務報告書打合議事録（昭和設計）
H19 福知山市総合防災センター建設基本設計プロポーザル一件
防災センター プロポーザル決裁一件
福知山市立学校給食センター建設工事に伴う設計業務打合わせ記録簿一件
平成18年度事業 福知山市立学校給食センター建設工事に伴う設計業務一件
平成19年度（仮称）福知山市総合防災センター建設基本設計業務一件
へ武道館建設工事関係
(セ)土木建築部建設管理課事務分担表
(ソ)土木建築部建築課事務分担表
(タ)土木建築部契約検査課事務分担表
(チ)土木建築部都づくりプロジェクト建設室事務分担表

- (ツ)教育委員会事務局教育総務課事務分担表
(テ)教育委員会事務局生涯学習課事務分担表
(ト)都づくりプロジェクト建設室出勤簿、超過勤務命令簿、出張命令、休暇申告簿
(ナ)平成19年度最低制限価格設定工事データ
(ニ)都市計画道路 寺町岡篠尾線・明工区に係る武道館移転経緯について
(ヌ)都市計画道路 寺町岡篠尾線（明工区）都市計画事業認可申請書の縦覧図書（複製）
(ネ)入札価格決定者がわかる決裁文書一件
へ全体を通して
(ノ)人事院規則ほか
(ハ)処分に至るまでの協議メンバー
(ヒ)職員の刑事起訴休職について
(フ)職員の懲戒処分及び口頭注意について
(ヘ)職員の分限処分について
(ホ)職員の退職承認及び発令について
(マ)報告書
(ミ)職員が利害関係者から受けた旅行接待に係る宿泊

施設への事実関係等の調査実施

(ム) 岡田弁護士に電話
技術職員勤務状況

(モ) 給与支給明細書兼振込通知書・給与日割計算書

(ヤ) 職員倫理に関するヒアリング調査実施者

(ユ) 倫理に関するヒアリングまとめ

(ヨ) 平成19年度 除雪業務委託契約

(ラ) 職員の処分について

ウ 平成21年5月29日依頼

市立福知山市民病院あて

へ市立福知山市民病院改築工事関係

(ア) 市立福知山市民病院改築工事に伴う建築工事 内

訳明細書一件

(イ) 平成17年度 普通文書件名簿

(ウ) 市立福知山市民病院改築に伴う空調設備工事 官

公署関係書類

(エ) 市立福知山市民病院 外来用立体駐車場 路外駐車場設置届

(オ) 市立福知山市民病院 外来用立体駐車場 消防用

設備等設置計画届

(カ) 市立福知山市民病院改築

に伴う建築工事 竣工引継書 竣工写真

(キ) 電気設備工事 工事連絡書

(ク) 平成15年度 市立福知山市民病院改築に伴う建築工事一件

(ケ) 市立福知山市民病院職員用立体駐車場新築工事

工事写真

(コ) 建築工事 検査報告書一件

(サ) 平成14年度 市立福知山市民病院職員仮設駐車場整備工事一件

(シ) 技術者の経歴書

(ス) 市立福知山市民病院改築工事 入札閲覧図書に対する質問書及び回答

工 平成21年7月7日依頼

執行機関あて

へ武道館建設工事関係

(ア) 協力業者一覧表

(イ) 施工体系図

(ウ) 施工体制台帳

(エ) 施工要領書一件

(オ) 検査報告書一件

(2) 法100条1項で提出を求めた記録

ア 平成21年6月2日依頼

株式会社尚和あて

へ市立福知山市民病院駐車場建設工事関係

(ア) 市立福知山市民病院駐車場建設工事一件

(3) 法100条10項で提出を求めた記録

なし

(4) 執行機関に提出を求め、自主的に提出された資料

なし

7 委員派遣の状況 (別表③)

8 調査内容と結果

(1) 調査の経緯

ア 委員会の設置

福知山市民議会は平成20年3月10日の本会議において、福知山市民病院・武道館建設工事に係わる市職員収賄事件に関し、市民病院・武道館建設工事などに関する事項を調査するために、地方自治法第100条及び第98条の権限を有する8名の委員で構成する福知山市民職員収賄事件調査特別委員会を設置した。(平成21年5月から委員9名。この特別委員会は、収賄事件の

全容を議会の立場から明らかにし、同時にその再発防止を目的として調査活動を行った。

イ 会議について

平成20年3月10日の特別委員会設置以降、平成20年4月16日に第1回委員会を開催し、計31回の委員会を開催した。また、この委員会を開催するために、計96回に及ぶ打合わせ会を行った。さらに、第1回委員会に先立ち、平成20年4月11日には、特別委員会の活動を進めるにあたり、全国市議会議長会の法制主幹水出豊氏を講師として迎え、全議員の参加のもと、調査にあたって留意すべき事項について研修を行った。なお、全国的にも公判と並行して特別委員会を設置して調査をした事例があまりない中で、公判と同時に100条委員会活動に取り組んだ兵庫県芦屋市にも調査に出向いた。

(2) 調査内容

ア 資料請求と市職員による補足説明

具体的な調査活動では、福知山市民当局に対し資料請求を行い、押収されている資料を除く膨大な関連資料の提出を求め、また、

資料に関連して、市職員から補足説明を受けた。さらに、公判の進捗にともない返還された押収資料についても、随時提出を求め調査を行った。

イ 公判の傍聴

贈賄側の公判では、贈賄側被告が罪を認めたことにより、それぞれ判決が下されたが、委員会としてはこれら公判の傍聴はできず、京都地方検察庁記録係において、判決内容の閲覧を行った。公判の結果は、贈賄側被告人を懲役1年6カ月、4年間の刑の執行猶予、またもう一人の被告人を懲役10カ月、3年間の刑の執行猶予の判決が下された。この判決文の中で、その罪となる事実については、両被告が共謀の上、福知山市市民病院の元病院建設室長に対し、被告人が経営する事業所の工事受注のためにたび重なる接待などの賄賂を提供し、武道館建設工事においても、接待などの賄賂を提供していたこと。さらにもう一人の被告人については、立体駐車場建設の工事受注のために1000万円の多額の賄賂を提供したことが明確に記されていた。次に、平成20年11月19日から始まった収賄側の元病院建設室

長の京都地裁での9回の公判には、それぞれ委員を傍聴に派遣した。この公判では、平成21年3月9日、京都地裁において懲役2年、追徴金1040万3260円の有罪判決が下された。収賄側被告は判決を不服として大阪高裁に控訴し、その後大阪高裁でも判決結果は変わらず、被告側は最高裁に上告をしたが、最終的には平成22年2月9日、上告が棄却され、平成22年2月16日に判決が確定した。委員会としては、実刑が確定したことから、当事者である被告に対して直接調査することができなかった。

ウ 弁護士への相談

証人喚問や参考人招致など法的な問題もあることから、大阪弁護士会に弁護士の紹介を要請し、秋田真志弁護士の紹介を受け、以後19回にわたり特別委員会の活動や参考人招致など、適切な助言を受けた。

エ 取り上げた主要内容と調査方法について

委員会では、市から提出された資料の調査や市職員の補足説明、また、京都地裁での公判傍聴の内容などを参考にして、主

に

- ① 市財務規則違反について
 - ② 建設業法に係わる問題について
 - ③ 市監督員による「下請け業者の承諾制」について など
- 関係者に対する参考人招致や証人喚問も行い調査を行った。

(3) 調査した結果と改善を求める事項

ア 財務規則違反に係わって

まず、市民病院建設工事に係わって、福知山市財務規則に違反する行為があったということである。特別委員会では発足以後、ただちに関係する書類等の提出を市当局に求めてきたが、

されたことを確認してから作成されるべき「物品検査調査書」が、納品のあった日とは異なる日付で作成され、納期どおりすべての什器があたかも納品されたように処理されていた。この行為は、市の財務規則第153条(給付の検査)及び第156条(検査調査書の作成)に明確に反するものである。

また、第2の問題は、市と業者とが契約後に行った契約変更についても、その書類は事実と異なる日付となっており、財務規則第145条(契約の変更)に反するものである。

さらに、第3の問題は、この什器購入は総額が約1億2000万円、3つの契約に分割さ

事件の核心となる部分の資料については検察当局に押収されており、現存する書類等について提出を求め、その中で市民病院建設における「什器」購入に係わる調査を行った。この什器購入に係わっては、平成20年12月2日並びに平成21年2月20日に契約業者・市職員並びにメーカー関係者の参考人招致も行い、以下の問題点が明らかになった。その第1の問題は、契約書にある納品日には什器の一部ないしは全部が納品されていないにもかかわらず、本来什器が納入



参考人招致

れており、その内の一つの契約では、契約相手方である業者は契約後、メーカー、病院建設室との打合わせ、契約書類の作成、僅かな納品立会にとどまり、ほとんど契約者としての業務を行っておらず、その業務のほとんどの部分をメーカーが行っていたことは、財務規則第157条（権利義務の譲渡等の禁止）に反する行為であることも明らかである。このように、財務規則に反する行為があったことは、業者と市職員のルーズな関係があったことを示すものであり、今回の事件の背景にあった問題として厳正な対処が求められる。なお、第157条関係については、市当局の見解は「問題なし」としたことも自体も問題である。

さらに、この什器購入では、落札率がいずれも最高予定価格の99%を超え、いわゆる「官製談合」の疑いも持たれるものであるが、指名業者やメーカー指定をした中心人物である元病院建設室長から直接話を聞くことができず、明快な判断は下すことはできなかった。

この財務規則に係わる問題については、その後平成21年11月に関係する市職員が処分されたが、委員会としては、以後、財

務規則に係わるこのような問題が起らないようにするために、以下提言を行うものである。

◆改善を求める事項

① 財務規則違反が行われないようにするために、法令遵守を徹底することはもちろんのこと、物理的に財務規則が遵守できる仕組みづくりを検討する。たとえば、財務規則第155条では、「検査員は、第153条に規定する検査をしようとするときは、監督員以外の職員の立会を求めることができる」となっており、これは、専門的な分野に係わって適用されているが、今回の事件の教訓から、一定の基準以上の物品の納入では「検査の立会をしなければならぬ」と義務化し、会計室など他の部署の職員による立会を行うことによつて、不正行為の抑止を図るようにする。

② 一方、業者側の行為については「問題なし」という市の判断であったが、什器購入における財務規則第157条に照らし、単に市職員が行った行為にとどまらず、業者側に対しても、市は、極めて不適切な行為として、厳正な対応を行うことを求める。また、契約相手方が財務規則に



本会議での報告（委員長の写真）

違反した場合について、明確な行政処分を行うことを明記すること。

*参考

財務規則第157条（権利義務の譲渡等の禁止）

「契約者は、契約によって生じる権利義務を第三者に譲渡し、承継させ、若しくは担保に供し、又は工事、製造若しくは供給を一括して他人に請負わせ、又は委任してはならない。ただし、特別の必要があつて市長の承認を得たときは、この限りでない」

イ 下請け業者選定「承諾制」の問題と公共事業の適正化について

次に、今回の事件の最大の問題である、下請け業者選定に係わる市監督員の「承諾制」の問題について報告する。

この承諾制は、当初から京都地裁での公判でも触れられていたが、当時の実務的な責任者であった元病院建設室長から直接話を聞くことができないことから、委員会としても当時の病院建設室職員を参考人として、また、病院開設者であった当時の前市長並びに市民病院を担当していた前副市長の二人の元理事者を参考人として、さらに、工事の元請け企業の現場責任者を参考人として招致し、調査を行った。なお、市民病院は地方公営企業法の全部適用であり、その管理監督責任は病院長にあるが、地方公営企業法第16条では、「地方公共団体の長は、必要があるときは、当該地方公営企業の業務の執行について指示をすることができ」と規定されており、前市長並びに前副市長に対する調査は妥当性のあるものである。

さて、この調査の中で、「地元業者を育成する」ために、工事

説明書の中に「下請け業者の選定については市監督員の承諾を得ること」と記載し、実際に、元請け業者が下請け選定の案を事前に病院建設室に提出し、そこで承諾された業者が下請け業者になっていたことを確認した。このような手法は、これまでの福知山市の公共事業では取られたことがないことも明らかにした。

そもそも市監督員に、元請け業者に対して地元業者を活用することを「一般的に」求めることはあっても、あくまでも口頭での依頼事項であり、承諾をするという権限は認められているものではない。このような承諾制が行われることによって、地元業者の育成の名のもとに市職員の恣意的な判断が入る恐れがあることは明白である。このような事態を作り出した経過を見ても、参考人招致の中で「病院建設室内部の雑談から結果的にこのような文言になった」という証言があったが、到底理解できるものではない。また、当時の市政の最高責任者である前市長や、その前市長を支えるべき前副市長は、この承諾制について「関与していない」「まったくわからなかった」と述べてい

るが、これだけ大きな公共事業が長期間進められ、定期的な工事進捗状況の報告を受けていたわけであるから、当然、その管理監督責任はもろろんのこと、社会的道義的責任は免れることはできない。

以上、承諾制についての問題点を指摘し、以後、このような問題が起こらないようにするために、以下提言を行う。

◆改善を求める事項

① 承諾制の問題について、本来、このような制度はないこと、市職員が下請け業者を選定する権限がないこと、また、業者との契約については、定められた契約図書（設計書・仕様書）以外には何もあってはならないことを改めて徹底すること。

② 地方公営企業法の全部適用である病院事業・ガス水道事業において、特に医療が専門という病院事業では、いわゆる「契約」関連の業務の適正な執行を図るための体制づくりを整備し、本庁の管財契約課との緊密な連携を図る体制を整備する。この間、管財契約課や会計室が公営企業関係の指名選定委員会の委員としてチェックを行う体制が整備されているが、契約関係の

事務の委任などができないのかどうかを検討し、一層の改善を図っていくこと。また、医療機器の購入など専門的な分野について、契約などに対するチェック体制の拡充を図ること。

ウ 建設業法に係わって他

また、この承諾制とも関連して、建設業法に係わる問題についても精力的に調査を行った。

委員会では、京都地裁での公判の中で明らかになった事実から、市民病院駐車場建設工事に係わる問題について、集中的に調査を進めた。この駐車場建設工事は、収賄事件の舞台の一つである。公判では、この駐車場建設工事は元請け業者が、収賄事件の原資（賄賂）を提供した業者に直接発注するのではなく、まず1次下請け業者として地元業者に、そして2次下請け業者に発注されていたことが明らかになった。

本委員会では、この事実に注目し、なぜこのような下請けの体系になっているのか、一括下請負（丸投げ）の問題はないのかなど調査を行った。この調査では、2次下請け業者の証人喚問、並びに1次下請業者、元請けの業者の証人喚問を行った。

その結果については、委員会として「一括下請負」がなかったと断言できるものではないが、一方で、2次下請け業者は各種工事検査に立会っているにもかかわらず、1次下請け業者は、証人喚問でも「手抜きがあった」と証言しているように、ほとんど立会をしていないという事実も明らかになり、さらに、病院建設室職員による一括下請負などの建設業法に係わる検査体制も不十分であったことから、その改善が必要である。

また、関連して、最低制限価格の設定に対しては、武道館建設工事の「建築工事」の落札価格が最低制限価格と全く同じであったことや、贈賄側被告人の



建設業法に係わって問題が指摘された市民病院駐車場



参考人招致

供述において、最低制限価格について贈賄側被告人が、元病院建設室長に問合わせをしていることが記述されていたことなどから、最低制限価格の取り扱いについては、今後も福知山市の入札制度の中で非常に重要な課題でもあり、改善が必要である。さらに、武道館建設工事の電気工事の入札にあたって、当初の入札では結果的に2者のみが応札したが、「競争性がない」という理由で、その後入札参加条件を緩和し、その結果、当初の2者ではなく、市職員に接待行為を行っていた業者を含む共同企業体が落札した。公判調書に

よると、武道館建設工事において、入札参加資格の条件緩和に係わって、元病院建設室長が当時の契約検査課長に直接指示をして、その結果入札参加資格が緩和されたことが明記されていた。また、什器購入における指名業者の選定においても不自然なものがあり、この事実からも入札参加資格の審査や業者の指名選定について、改善が必要である。委員会の調査では、これら資格審査委員会、指名選定委員会の議事録でも詳細な記述はなく、その全容の把握はできなかった。しかし、非公開の会議とはいえ、その議事録のあり方についても改善が必要である。以上の調査結果から、建設業法などに関連して、以下提言を行う。

◆改善を求める事項

① 建設業法に違反する一括下請負、いわゆる丸投げを防止するため、工事途中の検査体制を抜本的に拡充させ、1次・2次下請け業者の状況を議会に対して報告を行うこと。

② 最低制限価格の設定では、複数人以上が設定し、入札時に同時に開封し、その平均値をとるなどの改善が行われたが、そ

の結果について透明性を高めるために公表すること。

③ 資格審査委員会や指名選定委員会の議事録を拡充し、指名理由など議会に対して報告を行うこと。

工 議員の関与について

京都地裁の公判の中では、病院建設工事の入札前の段階で、元請け業者の営業担当者、市職員、贈賄側被告人、暴力団関係者が、綾部の料亭で出会っているとのことであったが、この料亭に本市の市議会議員が出向いていたことも明らかになった。この件では、委員会として、当事者である市議会議員、及び接触に関与したとされる市職員に対して、任意での事情聴取を数回にわたりに行った。その結果、市議会議員が料亭にまで足を運んだことは事実であったが、直接、入札前の具体的な接触の内容については特定することはできなかった。しかし、公共事業の入札前に、入札参加予定業者や担当する市職員との接触行為は、本来、市行政のあり方を監視する責務がある議員として、厳に慎むべき問題であることは言うまでもない。



調査した資料

◆改善を求める事項

① 議会としても、市民の議会に対する信頼を損なう行為を行わないように申し合わせをすること。

オ 市の2回にわたる報告と市職員の法令遵守について

市は、事件発覚後、全職員の調査と同時に、接待を受けていたとされる市職員の聞き取り調査を行い、議会に対して2度にわたる調査報告を出した。しかし、公判では、その調査報告を大きく上回る元土木建築部長へ

の過剰な接待行為の事実が明らかになった。市は「広報ふくちやま」で報告をしたことで、一定の総括を行ったという見解であるが、この「広報ふくちやま」に記載している内容では、市民の理解を得られるものにはなっていない。特に市職員の処分に係わって、元病院建設室長や論旨免職となった元土木建築部長への接待行為の事実を表現する箇所では、事実と異なる記載となっている。また、当時の前副市長が参考人として、事件発覚後に元土木建築部長を元病院建設室長の職務代行者としたことについて、「結果として適切な人事ではなかったと評価されても仕方がない」と供述しており、事件発覚後の市の対応も問題があった。

また、市職員に対する接待行為に係わって、一連の接待行為が、相当噂として広がっていたにもかかわらず、前市長や前副市長の参考人発言において、「情報はいってこなかった」「まったく知らなかった」と述べていることは重大な問題である。

以上のことから、以下総括的な提言を行う。

◆改善を求める事項

- ① 改めて、市がこの事件の全体と、市職員に対する処分のあり方も含めて、事件発覚後の市当局の対応を振り返って、最終的な総括を行い、市民や議会に対して報告することを求める。
- ② 改めて、契約行為などでの財務規則の遵守、行政・市職員の権限を超えた行為の禁止、その他各種法令の遵守について、その徹底を図り、処分を含む厳格な対応を行うこと。
- ③ 事件後、福知山市における法令遵守の推進等に関する条例が施行されているが、その中でも特に「内部通報制度」が有効に活用されるための改善を求める。



委員長から議長に調査報告書の手渡し

- ④ 情報の収集について、市長等が情報を正確に把握できる仕組みづくりを行うこと。

力 おわりに

今回の調査活動では、事件に係わる資料が、調査期間の大半の間、押収されていたことや、当事者から直接話を聞けないなど、限られた条件の中で調査を進めざるを得なかった。また、これまで報告してきた以外にも北近畿の都プロジェクト関連の調査を行ってきたが、時間が不足し、調査途中のままのものも残していることも事実である。

一方、全国的にも公判と並行して100条委員会を取り組んでいる事例がほとんどない中ではあったが、一定の成果を上げることができた。

この報告をもって当委員会に付託された調査については終結するが、市当局は、指摘された問題点を真摯に受け止め、問題解決に当たるとともに、議会や市民に対し、その結果を公表し市行政の真の意味での改革と再発防止に万全を期されたい。また、議会としても、市民のみなさま方に対して、そのチェック機能を十分発揮させることができなかつたことの反省の上に立

って、引き続き、チェック機能体制の拡充を行っていく所存である。

最後に、当委員会の調査に格段のご理解とご協力を賜った全ての関係者のみなさま方に衷心より感謝を申し上げます。

以上で、福知山市職員収賄事件調査特別委員会の最終報告とする。

9 証言拒否等

問題となった証言拒否等はなかった。

10 告 発

なし

11 100条調査特別委員会運営等に係る決算 (別表④)

平成20年度	1,230、114円
平成21年度	1,025、160円
平成22年度	492、179円

別表①

委員会の開催状況、協議経過

回	日 程	会 議 名	協議内容・決定事項
	H20 3/10(月)	3 月 定 例 市 議 会	市職員の収賄事件に関する調査を行うため、市職員の収賄事件に関する調査特別委員会の設置に関する決議により全会一致で設置
	4/11(金)	百条調査権に関する議員研修会	全国市議会議長会から講師を招き、百条委員会の研修会を実施
1	4/16(水)	百 条 委 員 会	①委員会の今後の進め方について ②委員会の具体的な調査事項について
2	5/2(金)	"	資料の請求について
3	6/5(木)	"	①提出資料の調査報告について ②資料の請求について
4	8/6(水)	"	①提出資料の調査報告について ②公判資料の請求について
5	9/17(水)	"	①提出資料の調査報告について ②今後の対応について
6	10/16(木)	"	委員派遣について
7	11/17(月)	"	①委員派遣（公判調書の閲覧）についての報告 ②裁判への委員派遣について ③参考人出席要求について（什器納入業者）
8	11/26(水)	"	①参考人（什器納入業者）出席要求について ②委員派遣（公判傍聴）の報告について
9	12/2(火)	"	市民病院改築工事に係わる什器購入に関する調査（参考人招致）（有）京都事務機販売 水間一美氏、（株）芦田商事 芦田博文氏、谷村実業（株） 萌拔芳生氏、河上秀樹氏
10	12/22(月)	"	①市職員収賄事件調査特別委員会の中間報告について ②委員派遣について（公判傍聴）
	12/24(水)	12 月 定 例 市 議 会	市職員収賄事件調査特別委員会の中間報告
11	H21 1/22(木)	百 条 委 員 会	参考人出席要求について（什器購入調査）
12	2/5(木)	"	参考人出席要求について（什器購入調査）
13	2/20(金)	"	①市民病院什器購入に関する調査（参考人招致）前市民病院事務部長 西川典行氏、元市民病院建設室次長 大槻祥二氏、元市民病院建設室次長 田中俊郎氏、元市民病院建設室主任 中川博文氏、（株）天童木工 林 利幸氏、押野慎吾氏 ②委員派遣について（判決言い渡し傍聴） ③調査経費に関する決議について
14	4/9(木)	"	①平成20年度の委員会の活動報告について ②平成21年度の委員会の今後の活動について ③委員派遣について（芦屋市視察）
15	4/21(火)	"	①委員派遣の報告について ②今後の調査活動の具体化について
16	6/2(火)	"	①委員会のこれまでの調査報告について ②押収資料の資料請求について ③市職員の派遣請求と議員の同行について ④委員派遣について
17	7/1(水)	"	①委員会の調査報告について ②委員派遣について（京都府庁へ調査） ③証人の出頭請求について（建設業法違反調査）
18	7/7(火)	"	市民病院駐車場建設工事に関する調査（証人喚問）（株）尚和 若樹太郎氏、中澤 哲氏
19	8/5(水)	"	委員派遣について（控訴審裁判傍聴）
20	8/11(火)	"	①委員派遣の報告について ②証人出頭請求について（建設業法違反調査）
21	9/3(木)	"	①市民病院駐車場建設工事に関する調査（証人喚問）谷村実業（株） 谷村建一郎氏、河上秀樹氏 ②委員派遣について（控訴審判決傍聴に2委員を派遣）
22	12/21(月)	"	市職員収賄事件調査特別委員会の中間報告について
	12/24(木)	12 月 定 例 市 議 会	市職員収賄事件調査特別委員会の中間報告
23	H22 1/25(月)	百 条 委 員 会	委員派遣について（株）大林組へ正副委員長を派遣）
24	2/10(水)	"	①委員派遣の報告について ②証人出頭請求について（業者選定承諾制調査）
25	2/26(金)	"	①市民病院駐車場建設工事に関する調査（証人喚問）（株）大林組 宮崎 広氏 ②調査経費に関する決議の提出について
26	4/21(水)	"	①参考人出席要求について（市職員） ② 調査照会について
27	4/27(火)	"	参考人出席要求について（市職員2名）
28	5/7(金)	"	福知山市市民病院改築工事における業者選定に関する調査（参考人招致）元市民病院建設室主任 中川博文氏、元市民病院建設室主査 森井法人氏
29	7/22(木)	"	参考人出席要求について（前市長、前副市長）
30	7/29(木)	"	福知山市市民病院改築工事に関する調査（参考人招致）前市長 高日音彦氏、前副市長 山段 誠氏
31	9/28(火)	"	委員会の調査結果報告について

別表②

証人、参考人、執行機関の出頭等

・証人として出頭を求めた者、証言を求めた事項

- ア (株)尚和 取締役社長 若樹太郎氏、工務部 中澤 哲氏
証言を求めた事項(平成21年7月7日) 福知山市民病院駐車場建設工事に関する調査
- イ 谷村実業(株) 取締役副社長 谷村建一郎氏、鉄鋼機材部係長 河上秀樹氏
証言を求めた事項(平成21年9月3日) 福知山市民病院駐車場建設工事に関する調査
- ウ (株)大林組 工事事務所長 宮崎 広氏
証言を求めた事項(平成22年2月26日) 福知山市民病院駐車場建設工事に関する調査

・参考人として出席を求めた者、意見を求めた事項

- ア (有)京都事務機販売 代表取締役 水間一美氏
意見を求めた内容(平成20年12月2日) 福知山市民病院改築工事に係わる什器購入に関する調査
- イ (株)芦田商事 専務取締役 芦田博文氏
意見を求めた内容(平成20年12月2日) 福知山市民病院改築工事に係わる什器購入に関する調査
- ウ 谷村実業(株) 生活産業部係長 萌抜芳生氏、鉄鋼機材部係長 河上秀樹氏
意見を求めた内容(平成20年12月2日) 福知山市民病院改築工事に係わる什器購入に関する調査
- エ 前市民病院事務部長 西川典行氏、元市民病院建設室次長 大槻祥二氏
元市民病院建設室次長 田中俊郎氏、元市民病院建設室主任 中川博文氏
意見を求めた内容(平成21年2月20日) 福知山市民病院改築工事に係わる什器購入に関する調査
- オ (株)天童木工 大阪支店 営業一課長 林 利幸氏、係長 押野 慎吾氏
意見を求めた内容(平成21年2月20日) 福知山市民病院改築工事に係わる什器購入に関する調査
- カ 元市民病院建設室主任 中川博文氏、元市民病院建設室主査 森井法人氏
意見を求めた内容(平成22年5月7日) 福知山市民病院改築工事における下請け業者選定に関する調査
- キ 前市長 高日音彦氏、前副市長 山段 誠氏
意見を求めた内容(平成22年7月29日) 福知山市民病院改築工事に関する調査

・執行機関として出頭を求めた者、説明を求めた事項 なし

別表③

委員派遣の状況

- (1) 派遣日:平成20年10月17日
派遣委員:仲林清貴副委員長、大谷洋介委員、荒川浩司委員
派遣場所:京都地方検察庁 派遣理由:公判資料の閲覧
- (2) 派遣日:平成20年11月19日
派遣委員:永田時夫委員長、仲林清貴副委員長、奥藤 晃委員、木戸正隆委員、大谷洋介委員、井上重典委員
派遣場所:京都地方裁判所 派遣理由:芦田 勲被告第1回公判の傍聴
- (3) 派遣日:平成20年11月21日
派遣委員:永田時夫委員長、井上重典委員
派遣場所:京都地方裁判所 派遣理由:第2回公判の傍聴
- (4) 派遣日:平成20年12月1日
派遣委員:井上重典委員、大谷洋介委員
派遣場所:京都地方裁判所 派遣理由:第3回公判の傍聴
- (5) 派遣日:平成20年12月12日
派遣委員:仲林清貴副委員長、奥藤 晃委員
派遣場所:京都地方裁判所 派遣理由:第4回公判の傍聴
- (6) 派遣日:平成20年12月19日
派遣委員:仲林清貴副委員長、荒川浩司委員
派遣場所:京都地方裁判所 派遣理由:第5回公判の傍聴
- (7) 派遣日:平成21年1月7日
派遣委員:奥藤 晃委員、大谷洋介委員、松本良彦委員、荒川浩司委員
派遣場所:京都地方裁判所 派遣理由:第6回公判の傍聴
- (8) 派遣日:平成21年1月13日
派遣委員:松本良彦委員、荒川浩司委員
派遣場所:京都地方裁判所 派遣理由:第7回公判の傍聴
- (9) 派遣日:平成21年1月20日
派遣委員:永田時夫委員長、仲林清貴副委員長、奥藤 晃委員、大谷洋介委員、松本良彦委員、荒川浩司委員
派遣場所:京都地方裁判所 派遣理由:第8回公判の傍聴
- (10) 派遣日:平成21年2月9日
派遣委員:永田時夫委員長、仲林清貴副委員長、井上重典委員
派遣場所:京都地方裁判所 派遣理由:第9回公判の傍聴

- (11) 派遣日：平成21年3月9日
派遣委員：永田時夫委員長、仲林清貴副委員長、奥藤 晃委員、大谷洋介委員、荒川浩司委員
派遣場所：京都地方裁判所 派遣理由：芦田 勲被告公判（判決言い渡し）の傍聴
- (12) 派遣日：平成21年4月14日
派遣委員：永田時夫委員長、仲林清貴副委員長、奥藤 晃委員、木戸正隆委員、大谷洋介委員、井上重典委員、松本良彦委員、荒川浩司委員
派遣場所：芦屋市議会 派遣理由：先進市議会の100条調査特別委員会の活動経過について視察
- (13) 派遣日：平成21年6月5日
派遣委員：永田時夫委員長、奥藤 晃副委員長（平成21年5月までは副委員長として仲林清貴委員）、仲林清貴委員、大谷洋介委員、荒川浩司委員
派遣場所：京都地方検察庁 派遣理由：押収資料の閲覧
- (14) 派遣日：平成21年8月21日
派遣委員：永田時夫委員長・奥藤 晃副委員長
派遣場所：大阪高等裁判所 派遣理由：芦田 勲被告第1回控訴審公判の傍聴
- (15) 派遣日：平成21年10月9日
派遣委員：永田時夫委員長・竹下一正委員
派遣場所：大阪高等裁判所 派遣理由：芦田 勲被告控訴審公判（判決言い渡し）の傍聴
- (16) 派遣日：平成20年9月29日から平成22年9月13日まで（計19回）
派遣委員：永田時夫委員長、奥藤 晃副委員長
派遣場所：大阪弁護士会 秋田真志法律事務所（秋田真志弁護士） 派遣理由：法律相談

別表④

100条調査特別委員会運営等に係る決算

平成20年度	摘 要	支出額(円)
報 償 費	講師謝礼、弁護士相談料	204,250
旅 費	職員先進地視察旅費、弁護士相談、参考人実費弁償、委員費用弁償	761,820
需 用 費	議会だより（中間報告）印刷製本費、記録写真代	95,819
役 務 費	参考人出席依頼郵送料、公判記録閲覧手数料（印紙）	1,830
委 託 料	会議録作成	115,500
使用料及び賃借料	資料コピー代、委員会傍聴者駐車料金	50,895
	総 計	1,230,114
平成21年度	摘 要	支出額(円)
報 償 費	弁護士相談料	247,000
旅 費	職員分旅費、議員旅費（先進行政視察、調査旅費、裁判傍聴）、弁護士相談、証人実費弁償、委員費用弁償	631,790
需 用 費	視察バス燃料代、行政視察手土産、議会だより（中間報告）印刷製本費、記録写真代	72,183
役 務 費	証人出頭請求書等郵送料	3,020
委 託 料	バス運転委託料、会議録作成	64,367
使用料及び賃借料	高速道路通行料	6,800
	総 計	1,025,160
平成22年度	摘 要	支出額(円)
報 償 費	弁護士相談料	38,000
旅 費	弁護士相談、参考人実費弁償、委員費用弁償	137,550
需 用 費	議会だより特集号（最終報告）印刷製本費	275,889
役 務 費		0
委 託 料	会議録作成	40,740
	総 計	492,179

平成20年3月議会で設置された「福知山市職員収賄事件調査特別委員会」の調査活動は、平成22年11月臨時会において委員長報告を行い終了しました。

この事件は、多くの市民が「今回の不祥事は、悪しき行政体質の一症例でしかない」と嘆いています。一方、議会の行政に対するチェック機能が厳しく問われたのは当然のことです。

私たち議員は、このことをしっかりと踏まえ、今回の調査にあたって、単に司法の捜査を承認するものであっては絶対にならないとの決意のもと、徹底した調査を通じ、利権など行政の公正さを損なう要因をさまざまな角度から洗い出し、再発防止に向けた提言としてまとめました。

この調査期間中、妨害や抵抗、また威圧的なことなどもありました。また、委員会としてぶれることなく一丸となつて公正、公平に取り組めたことは、多くのみなさま（市民）の力強い叱咤激励があつたからこそと心から感謝申し上げる所存です。

この後は、市当局が指摘された提言、問題点を真摯に受け止めて、問題の解決にあたるとともに、議会や市民に対し、その改善策を公表し、市行政の真の意味での改革と再発防止につくすことを期待します。

編集後記